**令和２年度　「ＩＲ＆インバウンドビジネスセミナー」講演１要旨**

**講演：「大阪がめざすＩＲについて　～『大阪ＩＲ基本構想』より～」**

**講師：ＩＲ推進局職員**

**１．世界が注目するＩＲ（統合型リゾート）とは？**

・ＩＲは、カジノだけでなく、ホテルや国際会議場、展示場、エンターテインメント施設等の集客施設を、民間事業者が一体的に整備、運営する複合型の施設である。カジノ収益により、安定的な運営を行うとともに、収益の一部が公益還元として国や自治体に納付される仕組みである。

・府市では、2019年11月に実施方針（案）を公表し、12月に事業者公募を開始したが、新型コロナウイルス感染症の影響や国の基本方針が確定していないことなどにより、事業者からの提案書の提出期限を、当面の間、延長していた。そのような状況の中、2020年12月に国の基本方針が確定したことを受け、2021年３月に実施方針の確定、募集要項の修正を行い、再スタートを切ったところである。

**２．ＩＲの意義など**

・人口減少や高齢化による需要・労働力の減少による影響が懸念される中、大阪・関西のさらなる成長に向けて、大阪・関西の高いポテンシャルを活かしながら、今後、増加が見込まれるインバウンドを経済成長に取り込む必要がある。

・現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本、大阪へのインバウンドは厳しい状況にあるが、一定程度収束すれば、人の動きも段階的に回復していくものと考えており、ポストコロナにおいても、インバウンドは引き続き大きな可能性があり、そこに着目する必要があると考えている。

・府市では、その流れを生み出す大きなエンジンとして、民間の知恵と工夫を最大限に活かす民設民営のプロジェクトであるＩＲを、大阪・夢洲で実現すべきと考えたところである。

**３．****大阪ＩＲのめざす姿と想定事業モデル**

・大阪ＩＲの基本コンセプトとして、大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる、「世界最高水準の成長型ＩＲ」を掲げ、その実現に向けて、3つの成長の方向性を定めた。

・そのコンセプトのもと、ＩＲ整備法の内容や国が定める中核施設の基準、事業者との対話などを参考に試算した、大阪ＩＲのめざす最終的な絵姿における想定事業モデルでは、投資規模は9,300億円、総延床面積は100万㎡、年間来場者数は1,500万人と想定している。

**４．大阪ＩＲの機能・施設、安心して滞在できるまちの実現**

・ＩＲ整備法ではカジノ施設のほかに、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、来訪及び滞在寄与施設が、ＩＲを構成する中核施設として位置付けられている。

・国際会議場施設と展示等施設では、全体で12,000人規模の国際会議ができ、また最終的には10万㎡以上の展示面積を有する規模を想定している。なお、今後のＭＩＣＥビジネスモデルの変化・進展などを見極めながら、柔軟に対応していく必要があるため、開業時には、国基準の2万㎡以上、開業後15年以内に6万㎡以上、事業期間内に10万㎡以上の段階的な整備を可能としている。

・魅力増進施設では、伝統、文化、芸術等のコンテンツに気軽に触れられる施設を整備し、その魅力を発信するほか、大阪独自の新たなコンテンツの創造や既存コンテンツの発展に繋げる。

・送客施設では、各地の様々な観光情報の提供などを行い、ＩＲから日本各地に観光客を送り出すほか、ウェルネスやスポーツ、フードなどの大阪・関西の強みを活かしたニューツーリズムを創出していく。

・宿泊施設では、世界水準の規模、質を有する宿泊施設として、最終的には客室数を3,000室以上と想定しているが、展示等施設と同様、段階的な整備を可能とし、開業時に客室面積が10万㎡以上、事業期間内に3,000室以上の計画としている。

・来訪及び滞在寄与施設では、大阪ＩＲの象徴となるような、夢洲でしか体験できないエンターテイメントや、あらゆる人が快適に長期滞在を楽しめる上質な施設やサービスを提供していく。

・また、安心して滞在できるまちの実現に向けて、今後、夢洲に消防署を設置するほか、ハード・ソフトの両面から、ＩＲ事業者や関係機関がしっかり連携する仕組みを構築していく。

**５．ギャンブル等依存症対策**

・国では、2018年7月にギャンブル等依存症対策基本法が成立し、2019年4月にギャンブル等依存症対策推進基本計画が策定されたほか、ＩＲ整備法において、マイナンバーカードによる入場回数制限や日本人等の入場者に対する入場料の賦課などの対策が示されている。

・府市では、依存症対策のトップランナーをめざし、世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的かつシームレスな取組み、大阪モデルを構築していく。また、府では、2020年3月に「大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、依存症対策を総合的かつ計画的に進めている。

**６．治安・地域風俗環境対策**

・ＩＲ整備法において、組織犯罪対策、いわゆるマネーローンダリング対策や、暴力団等反社会的勢力対策、犯罪防止対策など様々な対策が規定されている。また、カジノ管理委員会において、カジノ事業者に対する様々な調査や監査、監督処分など、適切な事業を行うよう指導監督することとなっている。

・ＩＲ事業者、警察、自治体が相互に緊密な連携を図り、万全の取組みを実施していく。さらに、府市では夢洲における警察署の設置など警察力の強化を、ＩＲ事業者においては自主的かつ万全の防犯・警備体制を構築させていく。

**７．ＩＲ立地による効果**

・ＩＲの実現により、訪日外国人をはじめ、国際会議や大規模展示会の増加など、新たな消費需要の増加等に伴い、様々な産業への波及効果が期待される。

・雇用の拡大や地域経済の振興などに大きく寄与するほか、大阪ＩＲへの集客効果が、関西、そしてより広域に波及するとともに、ＩＲを契機に、多彩な交通アクセスが誘発されるものと考えている。

・府市には、新たに年間700億円の納付金・入場料収入が見込まれ、それを住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、大阪・関西の持続的な成長に繋げていく。

**８．地域の合意形成に向けた理解促進**

・ＩＲの誘致にあたり、地域の合意形成が重要であることから、府市の考えるＩＲについての正しい情報発信に努め、理解の促進を図る必要があるため、府民の皆様に様々な情報を発信し、ご理解いただけるよう取り組んでいるところである。

**９．今後の予定とＩＲ開業に向けた想定スケジュール**

・前述のとおり、国では、2020年12月に基本方針が確定したところである。

・府市では、国の基本方針を踏まえ、2021年3月19日に実施方針の確定、募集要項等の修正を行ったところである。今後、9月頃には事業者の選定を行い、選定したＩＲ事業者と共同して区域整備計画を作成し、公聴会の開催など地域の合意形成を図った上で、議会の議決を経て、2022年4月末までに国へ認定申請を行う予定としている。

・府市としては、具体的な時期は事業者の提案によるが、2020年代後半のＩＲの開業を想定している。

・開業時は、国の基準に応じたＩＲとしてスタートさせ、ニーズに応じて常に時代の最先端となる施設・機能、そしてサービスを提供する、世界最高水準の成長型ＩＲを実現できるよう取り組んでいく。